

中島村結婚新生活支援事業

詳細・注意点

【補助金額】 ※1

- 基本的には30万円上限となります。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円上限となります。
- 補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、切り捨てます。

【対象となる経費】 ※2

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日に支払う費用のみ対象となります。
- 敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合は保証金等も対象費用に含みます。
- 賃料については勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除きます。
- どういったものが該当になるかは、一度役場までご相談ください。場合によっては、県に確認いたします。

【世帯の所得】 ※3

- 所得証明書をもとに、令和4年の夫婦の所得を合算した額となります。
- 所得証明書は令和5年1月1日時点でお住まいだった市町村で発行できます。
⇒ 令和5年1月1日時点で中島村に住んでいた→中島村で発行できます。
・令和5年1月1日時点で中島村外に住んでいた→お住まいであった市町村にお問い合わせください。
- 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

【提出書類】 ※4

- ① 結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
 - ② 婚姻届受理証明書(または婚姻後の戸籍謄本)
 - ③ 所得証明書
 - ④ 物件の売買契約書・領収書の写し (※住居費における購入の場合)
 - ⑤ 物件の賃貸借契約書・領収書の写し (※住居費における賃貸借の場合)
 - ⑥ 住宅手当支給証明書(第2号様式)
 - ⑦ 引越しに係る領収書の写し (※引越費用の場合)
 - ⑧ 振込先の預金通帳の写し
 - ⑨ その他、村長が必要と認める書類
- ※ 様式については村HPからダウンロードできます。